

## 令和5年度公共事業再評価調書の 要　　旨

- ・農業競争力強化基盤整備事業（蕪栗沼地区）
- ・水利施設等整備事業（柴田地区）
- ・農村整備事業（柳田峠2期地区）
- ・南沢川総合流域防災事業
- ・雉子尾川総合流域防災事業
- ・小田川総合流域防災事業

宮　城　県

1 趣　　旨	1
2 公共事業再評価について	1
(1) 公共事業再評価を行う目的	1
(2) 公共事業再評価の対象	1
(3) 公共事業再評価の基準及び評価の実施機関	1
(4) 公共事業再評価の流れ	2
3 公共事業再評価調書の概要	3～4

# 令和5年度公共事業再評価調書の要旨

## 1 楽旨

県では、平成14年度から行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）に基づいて公共事業再評価を実施しています。この書面は、条例第5条第2項に基づき、県が現在実施している公共事業の中で、事業着手後、一定の期間を経過した事業等を対象に作成した公共事業再評価調書（県の評価原案）の内容について、県民の皆さんにわかりやすく説明するために作成したものです。

## 2 公共事業再評価について

### （1）公共事業再評価を行う目的

公共事業の効率性及びその実施過程における透明性の向上を図るため、事業着手後、一定の期間を経過した事業等について、事業継続の妥当性について再検討を行うものです。

### （2）公共事業再評価の対象

県が事業主体である公共事業のうち、次のいずれかに該当するものについて、評価の対象としています（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業は除きます。）。

- ① 事業着手年度から起算して5年度以内に用地買収又は工事のいずれも行われないことが見込まれる事業 (未着工)
- ② 事業着手年度から起算して10年度以内（国庫補助事業は、所管省庁で定められた期間）に完了が見込まれない事業 (未完了)
- ③ 再評価実施年度の翌年度から起算して5年度以内（国庫補助事業は、所管省庁で定められた期間）に、用地買収もしくは工事のいずれも行われないことが見込まれる事業又は完了が見込まれない事業 (再々評価)
- ④ 調査費が予算計上された年度から起算して5年度以内に事業着手が見込まれない事業（地域高規格道路事業及びダム事業に限る。） (未着手)
- ⑤ 社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業 (その他)

### （3）公共事業再評価の基準及び評価の実施機関

県の担当部局において、下記基準に基づいて評価を行います。その際には、評価の客觀性を確保するため、有識者で構成する宮城県行政評価委員会の意見を聴き、評価に反映します。また、広く県民からも意見を聴き、評価に反映する仕組みとなっています。

- ① 事業の進捗状況
- ② 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化
- ③ 代替案との比較
- ④ コスト縮減
- ⑤ 費用対効果

#### (4) 公共事業再評価の流れ

##### ①公共事業再評価調書（県の評価原案）の作成 【フロー図1、2】

県は、公共事業再評価調書を作成して、公表します。

##### ②宮城県行政評価委員会などからの意見聴取 【フロー図3～7】

上記①の県による評価の客観性を確保し、評価過程の透明性を高めるため、自ら評価した内容について、県民意見聴取を行うほか、宮城県行政評価委員会の意見を聴き、その意見を評価結果に適切に反映させることとしています。

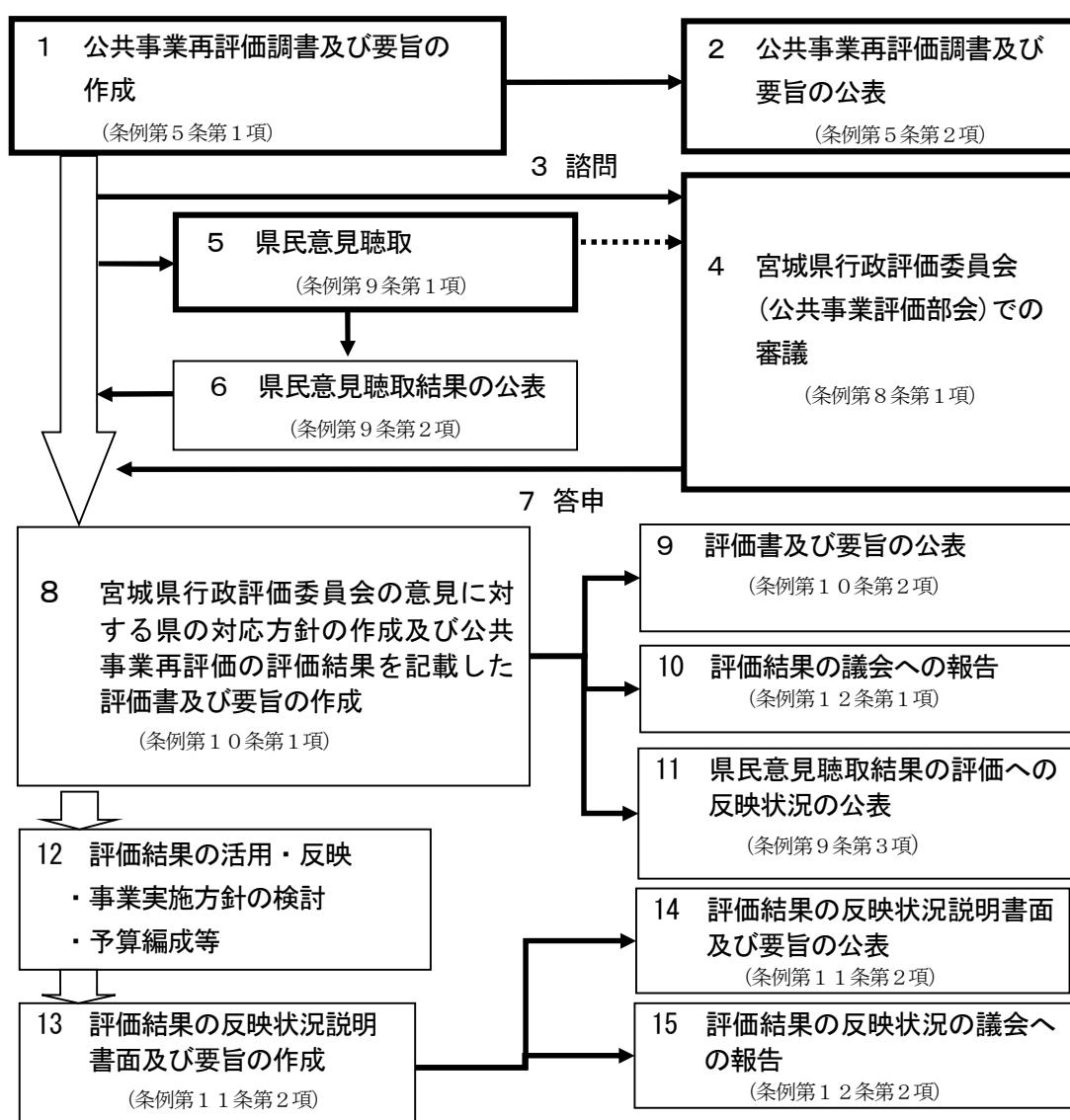
##### ③県の対応方針と評価書の作成 【フロー図8～11】

その後、上記委員会の意見に対する県の対応方針と、それを踏まえた最終的な評価結果を記載した「評価書」を作成して公表するとともに、県議会に報告することとしています。

##### ④反映状況を説明する書面の作成 【フロー図12～15】

評価結果については、翌年度以降の事業実施方針の検討及び翌年度の予算編成等を決定する際の情報として活用し、適切に反映させることとしています。反映状況を説明する書面は公表するとともに、県議会に報告することとしています。

《フロー図》



### 3 公共事業再評価調書の概要

番号	事業名	事業実施箇所	事業採択年度	完成予定期年度	事業目的・事業概要	全 体 事業費 (億円)	進捗率 (%)	再 評 価 対象区分	対応方針 (案)	備考
1	農業競争力強化基盤整備事業（蕪栗沼地区）	大崎市	H23	R6	農業競争力強化のため、ほ場の大区画化・汎用化、用排水路や農道の整備を行い、担い手への農地の集積集約化や農業の高付加価値等に取組むもの。  区画整理工 A=146.5ha	35.0	94.0	未完了	事業継続	農政部農村整備課
2	水利施設等整備事業（柴田地区）	大河原町	H26	R6	老朽化に伴う機能低下が懸念される農業水利施設（頭首工）の長寿命化対策を実施し、施設全体の機能回復を図り、用水機能を確保し、農業生産性の維持及び農業経営の安定化を図るもの。  頭首工 1 箇所	6.4	48.3	未完了	事業継続	農政部農村整備課
3	農村整備事業（柳田峠2期地区）	丸森町	H27	R7	地域の農産物流通の合理化を図るほか、地域の生活道路として整備されることにより、一般車両走行の安定化と、自然災害時の地域防災力の強靭化を図り、中山間地域のコミュニティの持続性を向上させるため実施するもの。  道路整備 L=2,114m 計画幅員 W=5.0(6.0)m	10.9	14.7	未着工	事業継続	農政部なりわい課
4	南沢川総合流域防災事業	登米市	H13	R20	南沢川は北上川の左支川であるが、河道狭隘部及び北上川本川の水位上昇の影響により、浸水被害が頻発している。 このため、堤防の嵩上げ、河道の掘削を実施して治水安全度を向上し、沿川の浸水被害の軽減を図るものである。  河川改修延長 L=3, 800m 築堤 V=265, 000m 掘削 V=179, 000m <sup>3</sup> 特殊堤 1 箇所 道路橋 4 橋 樋門樋管 4 箇所 サイフォン 1 箇所 道路付替 L=4, 200m	59.0	71.5	再々評価(H22)	事業継続	土木部河川課

朱書部:部会開催時から訂正箇所

番号	事業名	事業実施箇所	事業採択年度	完成予定期年度	事業目的・事業概要	全 体 事業費 (億円)	進捗率 (%)	再評価 対象区分	対応方針 (案)	備考
5	雉子尾川総合流域防災事業	丸森町	S35	R20	<p>雉子尾川は、丸森町の手倉山にその源を発し、同町金山原町地先で阿武隈川に合流する一級河川である。</p> <p>雉子尾川流域の丸森町金山地区は、これまで阿武隈川の背水の影響と雉子尾川の出水により多大な洪水被害を受けていることから、河川改修を実施し、沿川の治水安全度の向上を図るものである。</p> <p>河川改修延長 L = 6, 557m            築堤 105, 700m<sup>3</sup>            掘削 84, 500m<sup>3</sup>            護岸 5, 600m<sup>2</sup>            帯工 2 箇所            道路橋 3 橋            樋管・樋門 17 箇所            排水機場 3 箇所</p>	45.0	74.2	再々評価(H20)	事業継続	土木部 河川課
6	小田川総合流域防災事業	角田市	S50	R40	<p>小田川は阿武隈川の左視線で、架道橋愛撫及び阿武隈川本川の水位上昇の影響により、浸水被害が頻発している。</p> <p>このため、堤防の嵩上げ等を実施して治水安全度を向上し、沿川の浸水被害の軽減を図るものである。</p> <p>河川改修延長 L = 3, 750m            築堤 V = 155, 000m<sup>3</sup>            掘削 V = 40, 000m<sup>3</sup>            道路橋 9 橋            樋門・樋管 12 箇所            サイフォン 3 箇所</p>	91.5	27.7	再々評価(H22)	事業継続	土木部 河川課